

厚生労働省

組織の名称	労働基準局
所掌事務	労働条件の確保・改善、労働者の安全と健康の確保、的確な労災補償の実施などの諸対策を進めるための総合的な対策を推進しています。
組織の名称	総務課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 ・労働保険審査会の庶務に関すること。 ・労働基準局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
組織の名称	石綿対策室
所掌事務	・労働基準局の所掌事務に係る石綿に関する対策の企画及び立案並びに調整に関すること。
組織の名称	労働条件政策課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間、休息その他の労働条件及び労働者の保護に関する政策の企画及び立案に関すること。 ・労働時間及び休息に関すること（労働基準法の施行に関するものを除く。）。 ・労働能率の増進に関すること（賃金体系に関するものを除く。）。
組織の名称	労働条件確保改善対策室
所掌事務	・労働条件の確保及び改善並びに労働者の保護が特に必要な業種、業務その他の分野における労働条件の確保及び改善並びに労働者の保護に関する政策の企画及び立案に関すること。
組織の名称	監督課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件、産業安全（鉱山における保安を除く。）、労働衛生及び労働者の保護に関する労働基準監督官の行う監督（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する監督に関することを含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関する監督に関するものを除く。）に関すること。 ・家内労働法の規定に基づく労働基準監督官の行う監督に関すること。 ・労働契約その他の労働条件及び労働者の保護に関すること。 ・児童の使用の禁止に関すること。 ・労働基準監督官が司法警察員として行う職務に関すること。 ・労働基準監督官を採用するための試験の実施に関すること。 ・都道府県労働局労働基準部における労働基準局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関すること。 ・社会保険労務士に関すること。 ・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に規定する労働基準監督官の職権の行使に関すること。
組織の名称	過重労働特別対策室
所掌事務	・長時間労働是正の抑制及び過重労働による健康障害防止のための監督指導に関すること。

組織の名称	労働関係法課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・労働契約に関する政策の企画及び立案に関すること。 ・労働契約に関すること（労働基準法の施行に関するものを除く。）。 ・労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関すること。 ・労働関係の調整に関する政策の企画及び立案に関すること。 ・個別労働関係紛争の当事者に対する自主的な紛争解決の取組への支援に関すること及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第二十条第二項の規定による情報の提供その他の必要な措置に関すること。

組織の名称	賃金課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金の支払及び最低賃金に関する政策の企画及び立案に関すること。 ・最低賃金に関すること。 ・賃金体系に関すること。 ・退職手当の保全措置その他の退職手当に関すること（退職手当の支払に関するものを除く。）。

組織の名称	労災管理課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> 一 労働基準法の規定による災害補償及び政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関すること。 二 石綿による健康被害の救済に関すること。 ・特定石綿被害建設業務労働者等給付金等に関すること。 ・都道府県労働局における災害補償及び労働者災害補償保険に係る事務の実施状況の監察に関すること。 ・労働保険特別会計労災勘定の経理に関すること。 ・労働保険特別会計労災勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。 ・労災補償事務で他の所掌に属さないものに関すること。

組織の名称	労災保険財政数理室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律に規定する労災保険率、第二種特別加入保険料率及び第三種特別加入保険料率並びに労働者災害補償保険の特別保険料率に関する事務並びに労働者災害補償保険に関する保険数理及び統計に関する事務並びに石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による特別遺族給付金に関する数理及び統計に関すること。

組織の名称	建設石綿給付金認定等業務室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第十二条第一項に規定する給付金等に係る権利の認定等に関すること。

組織の名称	労働保険徴収課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険の保険関係の成立及び消滅に関すること。 ・労働保険料及び労働者災害補償保険の特別保険料並びにこれらに係る徴収金の徴収に関すること。 ・労働保険事務組合の業務に係る監督に関すること。 ・労働保険特別会計徴収勘定の経理に関すること。 ・石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拠出金及びこれに係る徴収金の徴収に関すること。

組織の名称	労働保険徴収業務室
所掌事務	・労働保険料及び石綿健康被害救済法の規定による一般拠出金並びにこれらに係る徴収金の徴収に関する電子計算組織に関すること。
組織の名称	補償課
所掌事務	・労働基準法の規定による災害補償の実施に関すること。 ・労働者災害補償保険法の規定による保険給付及びこれに係る徴収金の徴収に関すること。 ・石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による特別遺族支給金の支給及びこれに係る徴収金の徴収に関すること。
組織の名称	職業病認定対策室
所掌事務	・職業性疾病に係る業務災害の認定に関すること。
組織の名称	労災保険審理室
所掌事務	・労働基準法の規定による災害補償、労災保険及び石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による特別遺族給付金に係る不服申立て及び訴訟に関すること。
組織の名称	労災保険業務課
所掌事務	・労働者災害補償保険法に基づく年金たる保険給付、社会復帰促進等事業として行われる年金たる特別支給金及び労災就学等援護費の支給を行うこと。 ・労働者災害補償保険法に基づく療養の給付又は二次健康診断等給付を行う病院等に対する当該給付に要する費用の支払を行うこと。 ・労働者災害補償保険法に基づく保険給付に関する記録の作成を行うこと。 ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律に規定する労災保険率等、第二種特別加入保険料率及び第三種特別加入保険料率並びに労働者災害補償保険の特別保険料率に関する資料の作成を行うこと。 ・労災保険に関する保険数理及び統計に関する資料の作成を行うこと。 ・災害補償及び労災保険に係る支払事務に関する電子計算組織に関すること。 ・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族年金の支給を行うこと。 ・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金の支給に関する記録の作成を行うこと。 ・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金に関する数理及び統計に関する資料の作成を行うこと。 ・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金に係る支払事務に関する電子計算組織に関すること。
組織の名称	安全衛生部
所掌事務	産業安全（鉱山における保安を除く。）に関すること、労働衛生（鉱山における通気及び災害時の救護に関することを除く。）に関すること及び、家内労働者の安全及び衛生に関することを行っています。
組織の名称	計画課
所掌事務	・安全衛生部の所掌事務に関する総合調整に関すること。 ・労働災害防止計画に関すること。 ・労働安全衛生法に規定する指定試験機関、指定コンサルタント試験機関及び指定登録機関の組織及び運営一般に関すること。 ・中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会の組織及び運営一般並びに船員災害防止協会の監督及び助成に関すること。 ・独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び運営一般に関すること。 ・上記のほか、安全衛生部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

組織の名称	安全課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・産業安全に関する登録型式検定機関（労働安全衛生法第四十四条の二第一項に規定する登録型式検定機関をいう。）の組織及び運営一般に関すること。 ・労働安全衛生法第八十八条第二項の規定による計画の届出に関すること。 ・産業安全（鉱山における保安を除く。）に関すること。 ・家内労働者の安全に関すること。
組織の名称	建設安全対策室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法第八十八条第二項の規定による計画の届出に関すること。 ・建設業における産業安全（鉱山における保安を除く。）に関すること。
組織の名称	労働衛生課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者についてのじん肺管理区分の決定に関すること。 ・労働衛生に関すること（鉱山における通気及び災害時の救護に関するものを除く。）。 ・家内労働者の衛生に関すること。
組織の名称	産業保健支援室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法に規定する衛生管理者及び産業医に関すること。 ・労働安全衛生法に規定する健康診断及び健康管理手帳に関すること。 ・上記のほか、労働者の健康の保持増進を図るため事業者が講ずる必要な措置（労働安全衛生法に規定する作業環境測定に関するものを除く。）に関する支援に関すること。
組織の名称	メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の心の健康の保持増進を図るため事業者が講ずる必要な措置に関する支援に関すること。 ・労働者が傷病等の治療を受けつつ就業することを容易にするための施策の企画及び立案に関すること。 ・労働者が傷病等の治療を受けつつ就業することを容易にするための環境の整備に関する施策の企画及び立案の調整に関すること。
組織の名称	電離放射線労働者健康対策室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・電離放射線による労働者の健康障害の防止に関すること。
組織の名称	化学物質対策課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の危険性に係る産業安全（鉱山における保安を除く。）に関すること。 ・労働安全衛生法第五十七条の四及び第五十七条の五に規定する化学物質についての有害性の調査に関すること。 ・労働者がさらされる化学物質又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係を把握するための疫学的調査その他の調査に関すること。 ・労働衛生に関する登録型式検定機関の組織及び運営一般に関すること。 ・化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針に関すること。 ・上記のほか、有害物の有害性に係る労働衛生に関すること（鉱山における通気及び災害時の救護に関すること並びに労働安全衛生法第七章（第六十五条及び第六十五条の二を除く。）に掲げる措置に関するものを除く。）。 ・危険物の危険性に係る家内労働者の安全に関すること。 ・有害物の有害性に係る家内労働者の衛生に関すること。
組織の名称	化学物質評価室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における危険物の危険性及び有害物の有害性についての調査に関すること並びに化学物質により労働災害が生ずるおそれの評価に関すること。 ・危険物の危険性及び有害物の有害性の表示及び通知に関すること。
組織の名称	環境改善室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・労働衛生に関する登録型式検定機関の組織及び運営一般に関すること。 ・有害物に係る労働安全衛生法第六十五条に規定する作業環境測定に関すること。